

入札参加者の皆様へ

令和8年4月

近畿中国森林管理局

令和8年4月以降の発注分（入札公告日）から、造林事業、素材生産事業に係る一般競争入札（総合評価落札方式）の入札手続きを一部改正しましたのでお知らせします。

【今回の主な改正点】

○ 評価項目及び得点配分の見直し

令和7年5月、森林経営管理法（平成30年法律第35号）が一部改正（令和8年4月1日施行）され、新たな仕組みとなる集約化構想制度の創設に伴い、その適合事業者に関する評価基準を追加しました。併せて、チェーンソーを使用する場合に生分解性のチェーンソーオイルを使用する事業者に関する評価基準を追加しました。

- ・ 標準型と簡易型の加算項目の【地域の民有林管理への貢献の取組】について、経営管理実施権の設定の有無を3点から4点へ変更
- ・ 標準型と簡易型の加算項目の【地域の民有林管理への貢献の取組】について、集約化構想の設定又は森林経営計画の作成・認定の有無3点を追加
- ・ 標準型と簡易型の加算項目の【地域の民有林管理への貢献の取組】について、森林経営計画の作成・認定の有無の2点を削除
- ・ 簡易型の加算項目の【企業の信頼性 生分解性潤滑油使用の取組】について、チェーンソーオイル使用予定の有無の1点を追加（標準型は事業計画で評価）

※ 評価点の詳細は「造林事業及び素材生産事業に係る総合評価落札方式の評価基準表」をご覧ください。

○ その他

今回の改正に伴い、技術提案書様式や提出時のチェックリストも見直しています。ホームページの次の場所に保管しているので確認のうえ、入札に参加されるようお願いします。

※ 競争参加資格申請書、技術提案書様式及び提出時のチェックリスト（造林・生産用）